

第2部 環境の現況及び平成17年度に講じた環境保全施策

第1章 安心できる健やかな環境の確保

第1節 大気環境の確保

1 現 状

鹿児島県及び鹿児島市においては、大気汚染の状況を把握するために、県内に17の大気測定局を設置し、環境基準が定められている物質等の常時監視を行っています。

本県の大気環境については、平成17年度においては、桜島火山ガスの影響により環境基準を達成していない測定局があるものの、年間を通してみると低濃度で推移しています。

(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類（第3節参照）の10物質について人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として定められており、各種大気保全対策の目標となるものです。（表1-1、表1-2、資料編1-(1)、資料編1-(2)）

表1-1 大気の汚染に係る環境基準

物 質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

（参考）環境基準の評価方法

① 短期的評価（二酸化窒素を除く。）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価

ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

表1-2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下で あること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下で あること。	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下で あること。

(2) 大気汚染の監視体制

鹿児島県及び鹿児島市では、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）15局と、道路周辺における状況を把握するために沿道に設置した自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）2局で、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の常時監視を行っています。

（表1-3、資料編1-(3)）

また、ベンゼン、トリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質については、県内6地点（一般環境3地点、沿道3地点）で監視を行っています。（表1-4）

表1-3 県内における環境大気監視状況（平成18年3月）

<一般環境大気測定局>

市町名	測 定 局	用途 地域	所 在 地	測 定 項 目							設置主体
				SO ₂	NO _x	O _x	SPM	CO	NMHC	風向・風速	
鹿児島市	市 役 所	商	鹿児島市山下町11-1	○	○	○	○			○	鹿児島市
	谷 山 支 所	住	鹿児島市谷山中央4-4927	○	○	○	○			○	
	有 村	未	鹿児島市有村町12-4	○			○			○	
	黒 神	未	鹿児島市黒神町2254	○			○			○	
	桜 島 支 所	未	鹿児島市桜島藤野町1439	○			○			○	
	赤 水	未	鹿児島市桜島赤水町1195-2	○			○			○	
	喜 入	未	鹿児島市喜入町6227	○	○	○	○		○	○	
	環境保健センター	準工	鹿児島市城南町18	○		○	○			○	
薩摩川内市	寄 田	未	薩摩川内市寄田町4-1	○	○		○			○	鹿児島県
	川内環境監視センター	住	薩摩川内市若松町1	○	○	○	○		○	○	
鹿 屋 市	鹿 屋	住	鹿屋市新栄町649	○	○	○	○		○	○	
いちき串木野市	羽 島	住	いちき串木野市羽島5218	○	○		○		○	○	
霧 島 市	国 分 中 央 公 園	住	霧島市国分中央5-842-1	○	○	○	○			○	
志布志市	志 布 志	未	志布志市志布志町志布志3240-14	○	○		○		○	○	
東串良町	古 市 団 地	未	東串良町新川西3632	○	○	○	○		○	○	

<自動車排出ガス測定局>

市 名	測定局	用途 地域	所 在 地	測 定 項 目							設置主体
				SO ₂	NO _x	SPM	CO	NMHC	交通	風向・風速	
鹿児島市	鴨 池	商	鹿児島市鴨池2-31-15	○	○	○	○	○		○	鹿児島市
薩摩川内市	川 内	商	薩摩川内市御陵下町15-8	○	○	○	○	○	○	○	鹿児島県

表 1－4 県内における有害大気汚染物質監視状況（平成17年度）

有害大気汚染物質	調 査 地 点					
	鹿児島市役所 （一般環境）	鹿児島市鴨池 （沿 道）	薩摩川内市御陵下 （沿 道）	鹿屋市札元 （一般環境）	霧島市国分中央公園 （一般環境）	始良町始良 （沿 道）
	鹿児島市実施		鹿児島県実施			
アクリロニトリル	○		○	○	○	○
塩化ビニルモノマー	○		○	○	○	○
ク ロ ロ ホ ル ム	○			○	○	
1,2- ジクロロエタン	○			○	○	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	○		○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○		○	○	○	○
トリクロロエチレン	○		○	○	○	○
1, 3- ブ タ ジ エ ン	○	○	○			○
ベ ン ゼ ン	○	○	○	○	○	○
酸 化 エ チ レ ン	○			○	○	
アセトアルデヒド	○	○	○			○
ホルムアルデヒド	○	○	○			○
ニ ッ ケ ル 化 合 物			○	○	○	○
ヒ素及びその化合物				○	○	
ベリリウム及びその化合物						
マ ン ガ ン 及 び そ の 化 合 物						
ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物						
水銀及びその化合物	○		○	○	○	○
ベンゾ [a] ピレン		○	○			○

(3) 物質別の大気汚染の状況

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄（ SO_2 ）は、主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、四日市ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因になるものです。

発生源としては、工場・事業場などですが、これまでに、ばい煙発生施設ごとの排出規制、燃料中の硫黄分の規制など積極的な対策がとられています。

なお、本県においては桜島火山ガスに含まれる二酸化硫黄も大気環境濃度に大きく影響しています。

ア 年平均値の推移

平成17年度は、二酸化硫黄の測定を7市町17測定局で実施しました。

県内における年平均値の過去10年間の推移は図1－1のとおりであり、平成7年度以降鹿屋を除く地点では、全国の平均値と比べ同等以下のレベルで推移しています。

イ 環境基準の達成状況

平成17年度の長期的評価による環境基準の達成状況は、17測定局（一般局15局、自排局2局）のうち14測定局で達成していますが、桜島火山ガスの影響を受けて、鹿児島市有村、黒神及び赤水の3測定局が達成していません。

なお、これらの測定局においても、桜島火山ガスの影響を受けていない平常時の二酸化硫黄の濃度は極めて低濃度です。（図1－1、表1－5）

図 1 - 1 二酸化硫黄の年平均値の推移

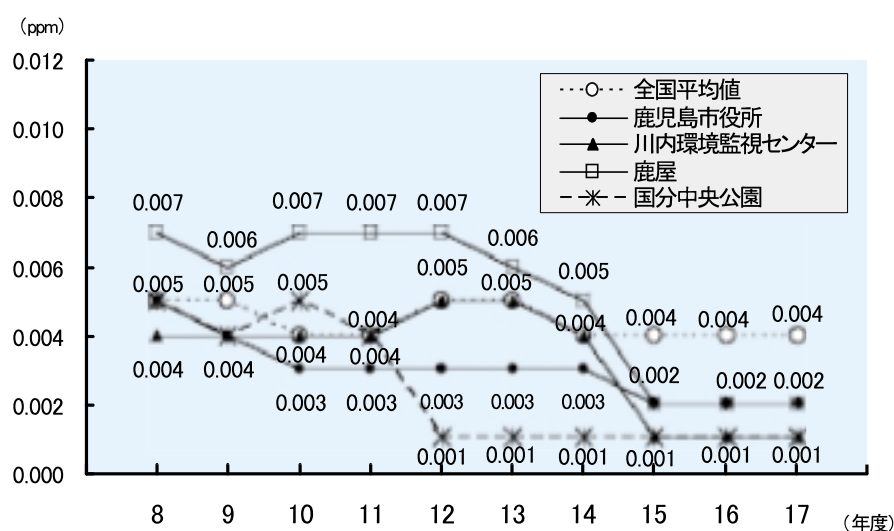


表 1 - 5 二酸化硫黄測定結果 (平成17年度)

市町名	測 定 局	年 平 均 値	1 時間値が 0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04pp mを超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日 平 均 値の 2% 除 外 値	日 平 均 値が 0.04 pp mを超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	
鹿児島市	市 役 所	0.002	0	0.0	0	0.0	0.040	0.005	○	達 成
	谷 山 支 所	0.002	1	0.0	0	0.0	0.172	0.005	○	達 成
	有 村	0.014	148	1.8	25	7.1	0.990	0.067	×	非達成
	黒 神	0.002	11	0.1	2	0.6	0.152	0.016	×	非達成
	鴨 池	0.005	0	0.0	0	0.0	0.049	0.010	○	達 成
	桜 島 支 所	0.001	1	0.0	0	0.0	0.126	0.005	○	達 成
	赤 水	0.009	88	1.0	14	3.9	0.339	0.070	×	非達成
	喜 入	0.001	0	0.0	0	0.0	0.035	0.004	○	達 成
	環境保健センター	0.003	0	0.0	0	0.0	0.086	0.008	○	達 成
薩摩川内市	寄 田	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.003	○	達 成
	川内環境監視センター	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.003	○	達 成
	川 内	0.001	0	0.0	0	0.0	0.022	0.003	○	達 成
鹿 屋 市	鹿 屋	0.002	0	0.0	0	0.0	0.057	0.007	○	達 成
いちき串木野市	羽 島	0.001	0	0.0	0	0.0	0.031	0.004	○	達 成
霧 島 市	国分中央公園	0.001	0	0.0	0	0.0	0.053	0.004	○	達 成
志布志市	志 布 志	0.002	0	0.0	0	0.0	0.035	0.005	○	達 成
東串良町	古 市 団 地	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.005	○	達 成

② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate Matter, SPM) とは、大気中に浮遊する粒子状物質 (浮遊粉じん, エアロゾルなど) のうち粒径が10μm (マイクロメートル) 以下のものです。

SPMは微小な粒子のため大気中に長時間滞留し、肺や気管支等に沈着して高濃度になると呼吸器に悪影響を及ぼすとされています。SPMには発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x) 等のガス状成分が大気中で粒子状物質に変化する二次粒子があります。

一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がありますが、本県では、桜島の降灰も大気環境濃度に大きく影響しています。

ア 年平均値の推移

(ア) 一般局

平成17年度は、浮遊粒子状物質の測定を7市町15測定局で実施しました。

県内における年平均値の過去10年間の推移は、図1－2のとおりであり、各測定局ともわずかな増減はあるものの、全般的には横ばいで推移しています。

(イ) 自排局

平成17年度は、浮遊粒子状物質の測定を2市2測定局で実施しました。

鹿児島市鴨池及び薩摩川内市川内の年平均値は、全国平均値と同程度です。

(図1－3)

図1－2 浮遊粒子状物質の年平均値の推移＜一般局＞

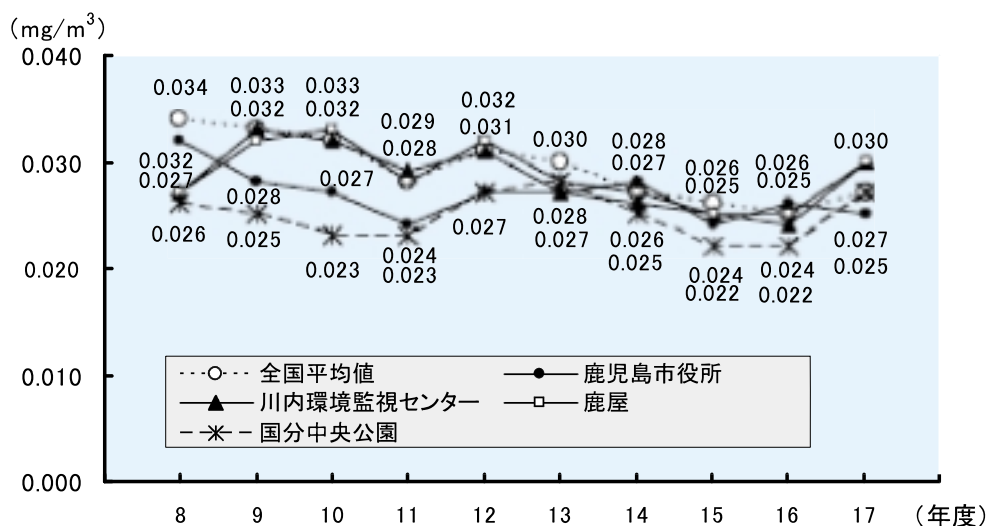
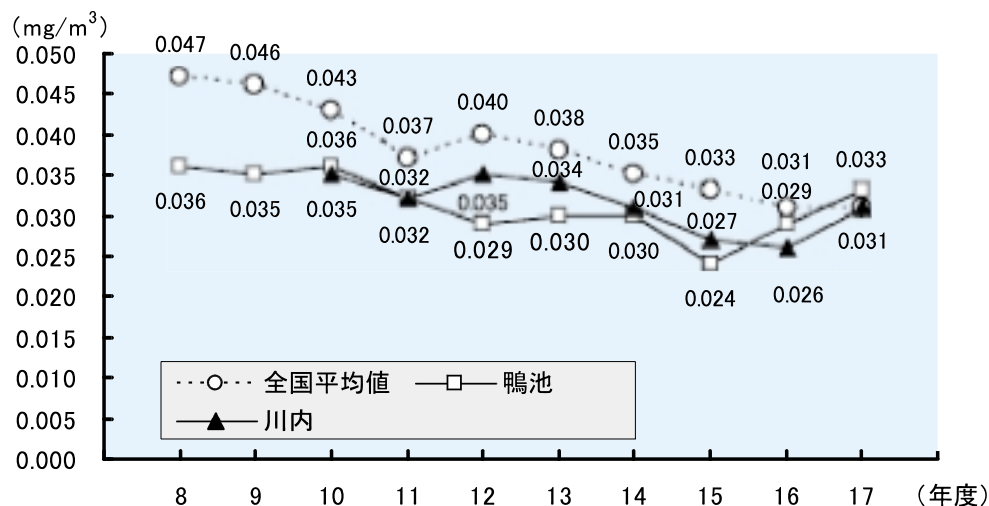


図1－3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移＜自排局＞



イ 環境基準の達成状況

平成17年度の長期的評価による環境基準の達成状況は、17測定局（一般局15局、自排局2局）全てで環境基準を達成しています。（表1－6、表1－7）

表1－6 浮遊粒子状物質測定結果（平成17年度）＜一般局＞

市町名	測定局	年平均値	1時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその 割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値 が0.10 mg /m ³ を超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基 準の長 期的 評 価
			(時間)	(%)	(日)	(%)				
鹿児島市	市役所	0.025	0	0.0	0	0.0	0.172	0.056	○	達成
	谷山支所	0.026	0	0.0	0	0.0	0.137	0.059	○	達成
	有村	0.026	6	0.1	0	0.0	0.638	0.065	○	達成
	黒神	0.023	0	0.0	0	0.0	0.176	0.054	○	達成
	桜島支所	0.026	2	0.0	1	0.3	1.965	0.057	○	達成
	赤水	0.029	3	0.0	0	0.0	0.612	0.064	○	達成
	喜入	0.027	0	0.0	0	0.0	0.125	0.059	○	達成
	環境保健センター	0.035	0	0.0	0	0.0	0.180	0.071	○	達成
薩摩川内市	寄田	0.028	1	0.0	1	0.3	0.202	0.071	○	達成
	川内環境監視センター	0.030	1	0.0	0	0.0	0.253	0.062	○	達成
鹿屋市	鹿屋	0.030	2	0.0	0	0.0	0.232	0.064	○	達成
いちき串木野市	羽島	0.026	2	0.0	0	0.0	0.257	0.063	○	達成
霧島市	国分中央公園	0.027	0	0.0	0	0.0	0.181	0.060	○	達成
志布志市	志布志	0.031	1	0.0	0	0.0	0.213	0.068	○	達成
東串良町	古市団地	0.032	3	0.0	0	0.0	0.369	0.069	○	達成

表1－7 浮遊粒子状物質測定結果（平成17年度）＜自排局＞

市名	測定局	年平均値	1時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその 割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値 が0.10 mg /m ³ を超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基 準の長 期的 評 価
			(時間)	(%)	(日)	(%)				
鹿児島市	鴨池	0.033	13	0.1	3	0.8	1.165	0.081	○	達成
薩摩川内市	川内	0.031	2	0.0	0	0.0	0.228	0.061	○	達成

③ 二酸化窒素

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）等の窒素酸化物（NO_x）は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては事業場・工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。

窒素酸化物は酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすとされ、環境基準が定められています。

ア 年平均値の推移

(ア) 一般局

平成17年度は、二酸化窒素の測定を7市町10測定局で実施しました。

県内における年平均値の過去10年間の推移は図1－4のとおりであり、全国平均値に比べ低いレベルにあります。

(イ) 自排局

平成17年度は、二酸化窒素を2市2測定局で実施しました。

鹿児島市鴨池及び薩摩川内市川内の年平均値は、全国平均値に比べ低いレベルです。（図1－5）

図1－4 二酸化窒素の年平均値の推移＜一般局＞

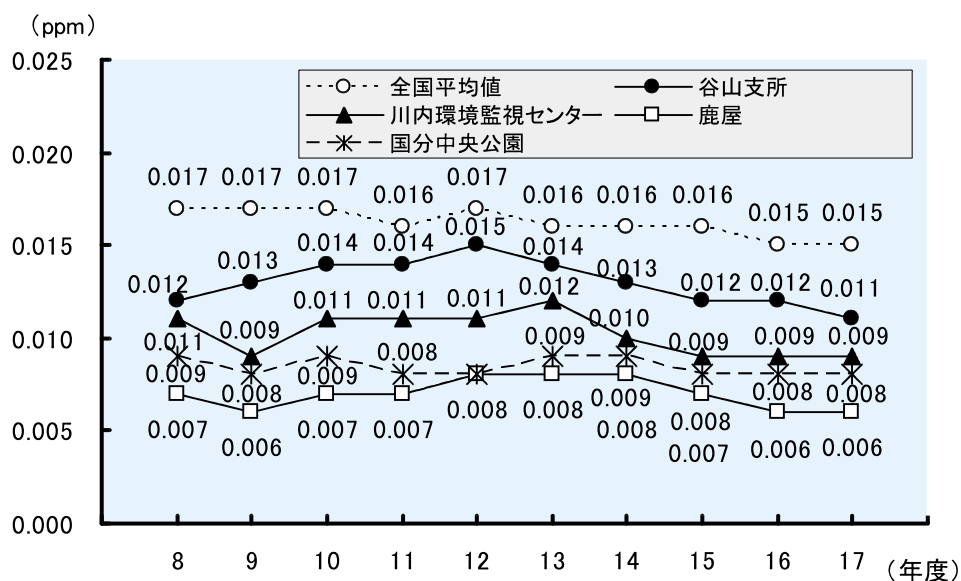
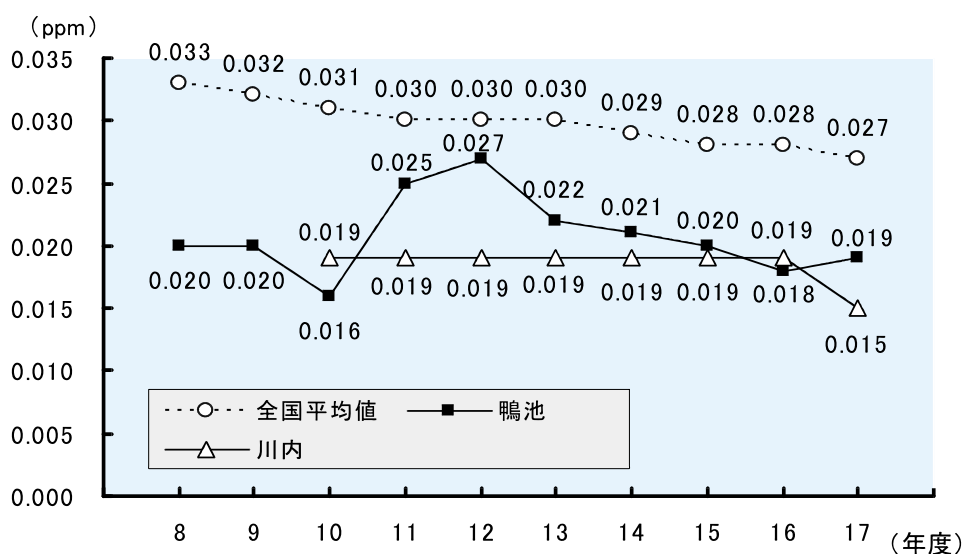


図1－5 二酸化窒素の年平均値の推移＜自排局＞



イ 環境基準の達成状況

平成17年度の長期的評価による環境基準の達成状況については、12測定局（一般局10局、自排局2局）全てで環境基準を達成しています。（表1－8、表1－9）

表 1－8 二酸化窒素測定結果（平成17年度）＜一般局＞

市 町 名	測 定 局	1 時間値 (ppm)		日平均値の 年間98% 値 (ppm)	環境基準 の長期的 評 価
		年平均値	最高値		
鹿 児 島 市	市 役 所	0.019	0.080	0.037	達 成
	谷 山 支 所	0.011	0.066	0.023	達 成
	喜 入	0.003	0.042	0.007	達 成
薩摩川内市	寄 田	0.002	0.013	0.005	達 成
	川内環境監視センター	0.009	0.065	0.018	達 成
鹿 屋 市	鹿 屋	0.006	0.034	0.014	達 成
いちき串木野市	羽 島	0.003	0.041	0.005	達 成
霧 島 市	国分中央公園	0.008	0.037	0.015	達 成
志 布 志 市	志 布 志	0.007	0.039	0.014	達 成
東 串 良 町	古 市 団 地	0.003	0.016	0.007	達 成

表 1－9 二酸化窒素測定結果（平成17年度）＜自排局＞

市 名	測 定 局	1 時間値 (ppm)		日平均値の 年間98% 値 (ppm)	環境基準の 長期的評価
		年平均値	最高値		
鹿 児 島 市	鴨 池	0.019	0.073	0.033	達 成
薩摩川内市	川 内	0.015	0.054	0.024	達 成

④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（ NO_x ）や炭化水素類（HC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾン（ O_3 ）などの物質の総称であり、いわゆる光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器への影響を及ぼし、農作物などへも影響を与えます。

平成17年度は、光化学オキシダントの測定を5市町8測定局（一般局8局）で実施しましたが、全ての測定局において環境基準である0.06ppmを超過しました。

（表 1－10）

本県の特徴として、主に春季及び秋季に高濃度が出現していますが、この原因については、移動性高気圧の影響により、成層圏内のオゾンが対流圏に降下し、地上付近の大気に混入することによる自然現象で、大都市に見られるような光化学反応により生成された光化学オキシダントによるものではないと考えられます。

なお、大気汚染防止法第23条第1項の規定に基づいて発令される注意報レベル（0.12ppm）を超過した測定局はありません。（表 1－11）

表1-10 光化学オキシダント測定結果（平成17年度）

市町名	測定局	昼間の1時間値の年 平均値	昼間の1時間値の最 高値	昼間の1時間 値が0.06ppmを 超		昼間の日 最高1時 間値の 年平均値	時 達成率	光化学オキ シダント注 意報等発令 日数
		(ppm)	(ppm)	日数	時間数	(ppm)	(%)	(日)
鹿児島市	市役所	0.030	0.098	56	267	0.045	95.1	0
	谷山支所	0.031	0.104	66	383	0.045	92.7	0
	喜入	0.043	0.106	124	900	0.055	83.5	0
	環境保健センター	0.024	0.086	16	29	0.037	99.5	0
薩摩川内市	川内環境監視センター	0.037	0.119	139	861	0.055	84.2	0
鹿屋市	鹿屋	0.039	0.102	129	931	0.055	83.0	0
霧島市	国分中央公園	0.036	0.105	113	760	0.053	86.0	0
東串良町	古市団地	0.038	0.105	86	677	0.052	85.1	0

※ 時間達成率＝（昼間の環境基準達成時間／昼間の測定時間）×100（％）

※ 昼間の測定時間＝5時～20時

表1-11 光化学オキシダントに係る緊急時の措置の発令条件⁽¹⁾

緊急時 ⁽²⁾	重大緊急時 ⁽³⁾
1時間値が0.12ppm以上である大気汚染状況になり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	1時間値が0.4ppm以上である大気汚染状況になり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき

※ (1) 大気汚染防止法第23条による

(2) 人の健康状態又は生活環境に被害が生ずるおそれのある濃度

(3) 人の健康状態又は生活環境に重大な被害が生ずる濃度

⑤ 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素（CO）は燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源です。一酸化炭素は血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンガスの寿命を長くするとされています。

一酸化炭素については、自動車排出規制などの対策により昭和40年代より改善され、近年は低いレベルで推移しています。（図1-6）

平成17年度は2市2測定局（自排局2局）で測定を実施しましたが、環境基準の長期的評価において、いずれも環境基準を達成しています。（表1-12）

図1-6 一酸化炭素の年平均値の推移

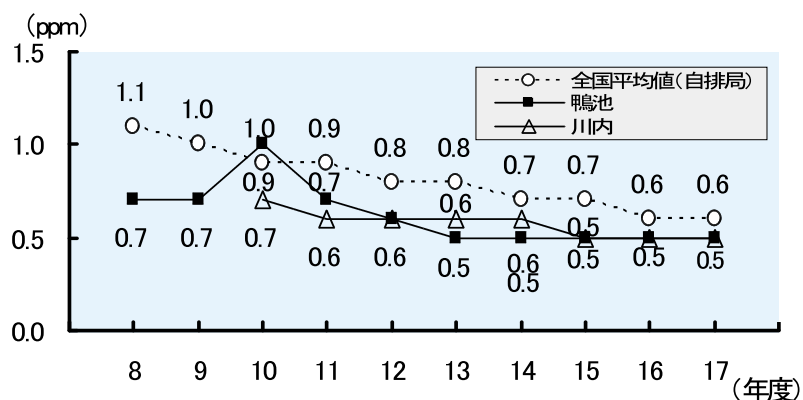


表1-12 一酸化炭素測定結果（平成17年度）＜自排局＞

市 名	測 定 局	1 時間値 (ppm)		日平均値の 2 %除外値 (ppm)	環境基準の 長期的評価
		年平均値	最高値		
鹿 児 島 市	鴨 池	0.5	2.5	0.8	達 成
薩摩川内市	川 内	0.5	2.5	0.8	達 成

⑥ 非メタン炭化水素

光化学オキシダントを生成する原因物質の1つとされている炭化水素（HC）は、主に自動車の排出ガスとして排出されるほか、有機溶剤を使用する工場、石油タンク類等の固定発生源などからも排出されます。

昭和51年8月中央公害対策審議会より「光化学オキシダントの生成防止のため大気中炭化水素濃度の指針について」が答申されています。（表1-13）

平成17年度は6市町8測定局（一般局6局，自排局2局）で非メタン炭化水素を測定し、その結果は表1-14、表1-15のとおりです。

表1-13 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値の0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

※ ppmCとは炭素原子数を基準として表したppm値

表1-14 非メタン炭化水素測定結果（平成17年度）＜一般局＞

市町名	測 定 局	午前6時～9時の3時間平均値					
		年平均値	最高値	0.20ppmCを超えた 日数とその割合		0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
		(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
鹿 児 島 市	喜 入	0.21	1.72	106	29.3	39	10.8
薩摩川内市	川内環境監視センター	0.16	0.55	74	20.4	12	3.3
鹿 屋 市	鹿 屋	0.10	0.27	18	5.1	0	0.0
いちき串木野市	羽 島	0.06	0.12	0	0.0	0	0.0
志 布 志 市	志 布 志	0.09	0.31	3	0.8	0	0.0
東 串 良 町	古 市 団 地	0.12	0.42	31	8.9	2	0.6

表1-15 非メタン炭化水素測定結果（平成17年度）＜自排局＞

市 名	測 定 局	午前6時～9時の3時間平均値					
		年平均値	最高値	0.20ppmCを超えた 日数とその割合		0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
		(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
鹿 児 島 市	鴨 池	0.23	0.60	194	54.6	56	15.8
薩摩川内市	川 内	0.29	0.94	283	78.2	113	31.2

⑦ 大気測定車による測定結果

大気測定局を設置していない市町村については、大気測定車による監視・測定を実施していますが、平成17年度は、枕崎市、始良郡始良町及び熊毛郡上屋久町で延べ5回の測定を実施しました。（表1-16、表1-17）

表 1-16 大気測定車による測定状況（平成17年度）

測定地点	測定期間	測定項目							備考
		SO ₂	SPM	NO _x	O _x	CO	NMHC	WD・WS	
始良町 （西餅田）	H17.4.19～H17.5.23	○	○	○	○	○	○	○	始良町－1
	H18.2.27～H18.3.28	○	○	○	○	○	○	○	始良町－2
枕崎市 （枕崎市立病院）	H17.7.11～H17.8.12	○	○	○	○	○	○	○	枕崎市－1
	H17.10.3～H17.11.4	○	○	○	○	○	○	○	枕崎市－2
上屋久町 （宮之浦公民館）	H17.11.21～H17.12.20	○	○	○	○	○	○	○	

表 1-17① 大気測定車による測定結果（二酸化硫黄，浮遊粒子状物質）

測定地点	二酸化硫黄					浮遊粒子状物質				
	1時間値 (ppm)			1日平均値 (ppm)		1時間値 (mg/m ³)			1日平均値 (mg/m ³)	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良町－1	0.002	0.021	0.000	0.004	0.000	0.034	0.195	0.000	0.061	0.019
始良町－2	0.002	0.032	0.000	0.005	0.000	0.025	0.096	0.001	0.054	0.009
枕崎市－1	0.005	0.040	0.001	0.011	0.002	0.052	0.299	0.000	0.108	0.015
枕崎市－2	0.004	0.036	0.000	0.009	0.003	0.027	0.130	0.000	0.048	0.013
上屋久町	0.030	0.264	0.000	0.153	0.003	0.026	0.125	0.000	0.050	0.007

表 1-17② 大気測定車による測定結果（二酸化窒素，一酸化窒素，窒素酸化物）

測定地点	二酸化窒素					一酸化窒素				
	1時間値 (ppm)			1日平均値 (ppm)		1時間値(ppm)			1日平均値(ppm)	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良町－1	0.008	0.022	0.000	0.012	0.003	0.003	0.028	0.000	0.007	0.002
始良町－2	0.016	0.044	0.002	0.025	0.009	0.011	0.091	0.000	0.027	0.004
枕崎市－1	0.003	0.012	0.000	0.005	0.001	0.002	0.012	0.000	0.005	0.000
枕崎市－2	0.002	0.016	0.000	0.005	0.000	0.000	0.009	0.000	0.002	0.000
上屋久町	0.002	0.019	0.000	0.011	0.001	0.000	0.008	0.000	0.004	0.000

測定地点	窒素酸化物				
	1時間値 (ppm)			1日平均値 (ppm)	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良町－1	0.011	0.050	0.000	0.018	0.005
始良町－2	0.027	0.127	0.002	0.051	0.014
枕崎市－1	0.004	0.024	0.000	0.009	0.001
枕崎市－2	0.003	0.022	0.000	0.005	0.000
上屋久町	0.003	0.027	0.000	0.015	0.001

表 1-17③ 大気測定車による測定結果（光化学オキシダント，一酸化炭素）

測定地点	光化学オキシダント					一酸化炭素				
	昼間の1時間値 (ppm)			時間達成率		1時間値 (ppm)			1日平均値 (ppm)	
	平均値	最高値	最低値	時間	(%)	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良町－1	0.050	0.091	0.002	312	61.9	0.3	0.9	0.0	0.4	0.1
始良町－2	0.038	0.078	0.001	380	88.8	0.4	1.5	0.1	0.6	0.2
枕崎市－1	0.030	0.088	0.005	451	96.6	0.5	3.8	0.0	1.3	0.1
枕崎市－2	0.046	0.083	0.007	401	85.1	0.2	2.8	0.0	0.6	0.1
上屋久町	0.043	0.073	0.020	414	95.6	0.8	6.4	0.1	3.3	0.2

※ 時間達成率＝（昼間の環境基準達成時間／昼間の測定時間）×100

※ 昼間の測定時間とは5時から20時まで

表 1-17④ 大気測定車による測定結果（非メタン炭化水素、メタン）

測定地点	非メタン炭化水素					メ タ ン				
	午前 6 時～9 時の 3 時間 平均値(ppmC)			1 日平均値 (ppmC)		午前 6 時～9 時の 3 時間 平均値(ppmC)			1 日平均値 (ppmC)	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良町－1	0.11	0.26	0.04	0.18	0.05	1.85	1.91	1.73	1.89	1.76
始良町－2	0.11	0.29	0.00	0.22	0.00	1.78	2.02	1.68	1.92	1.69
枕崎市－1	0.19	0.69	0.01	0.53	0.02	1.78	1.91	1.72	2.45	1.67
枕崎市－2	0.01	0.04	0.01	0.05	0.01	1.86	1.92	1.76	1.92	1.79
上屋久町	0.05	0.14	0.02	0.17	0.02	1.86	1.94	1.81	1.99	1.82

⑧ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質については、低濃度ではあるものの多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期曝露による健康影響が懸念されています。

本県においては、有害大気汚染物質の中でも健康リスクが高いとして選定された優先取組物質について、平成 9 年 10 月より監視測定を実施しています。

平成 17 年度の調査結果は、表 1-18 のとおりです。環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質は、環境基準を達成しています。また、その他の物質についても全国平均値と比較して同等若しくは低いレベルにあります。

表 1-18 有害大気汚染物質測定結果（平成 17 年度）

単位（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

有害大気汚染物質	調 査 地 点	地域区分	年平均値	濃 度 範 囲	全国平均値
ベ ン ゼ ン	鹿児島市山下町	一般環境	2.0	1.5 ～ 2.3	(一般環境) 1.4
	鹿児島市鴨池	沿 道	1.9	1.4 ～ 2.6	
	薩摩川内市御陵下	沿 道	2.4	1.7 ～ 3.6	
	鹿屋市札元	一般環境	1.2	0.20 ～ 2.1	(沿 道) 2.1
	霧島市国分中央公園	一般環境	1.2	0.40 ～ 2.3	
	始良町西餅田	沿 道	1.8	1.1 ～ 2.9	
トリクロロエチレン	鹿児島市山下町	一般環境	0.023	<0.0033 ～ 0.054	(一般環境) 0.69
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.023	0.0060 ～ 0.084	
	鹿屋市札元	一般環境	0.029	<0.0033 ～ 0.12	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.036	0.0036 ～ 0.16	(沿 道) 0.70
	始良町西餅田	沿 道	0.030	0.0071 ～ 0.059	
テトラクロロエチレン	鹿児島市山下町	一般環境	0.18	0.045 ～ 0.25	(一般環境) 0.27
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.031	<0.0080 ～ 0.044	
	鹿屋市札元	一般環境	0.033	<0.0080 ～ 0.067	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.034	<0.0080 ～ 0.056	(沿 道) 0.31
	始良町西餅田	沿 道	0.065	0.029 ～ 0.14	
ジクロロメタン	鹿児島市山下町	一般環境	0.42	0.28 ～ 0.52	(一般環境) 1.9
	薩摩川内市御陵下	沿 道	1.2	0.65 ～ 2.2	
	鹿屋市札元	一般環境	0.33	0.13 ～ 0.47	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.43	0.23 ～ 0.74	(沿 道) 2.1
	始良町西餅田	沿 道	0.89	0.43 ～ 1.3	
アクリロニトリル	鹿児島市山下町	一般環境	0.11	0.067 ～ 0.13	(一般環境) 0.083
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.083	0.052 ～ 0.11	
	鹿屋市札元	一般環境	0.096	0.066 ～ 0.13	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.11	0.062 ～ 0.14	(沿 道) 0.079
	始良町西餅田	沿 道	0.083	0.064 ～ 0.11	

有害大気汚染物質	調 査 地 点	地域区分	年平均値	濃 度 範 囲	全国平均値
塩化ビニルモノマー	鹿児島市山下町	一般環境	0.026	0.0014 ～ 0.083	(一般環境) 0.044 (沿道) 0.040
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.021	<0.0013 ～ 0.055	
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.0074	0.0025 ～ 0.020	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.0071	0.0013 ～ 0.023	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	0.022	0.0013 ～ 0.053	
ク ロ ロ ホ ル ム	鹿児島市山下町	一般環境	0.096	0.067 ～ 0.13	(全体) 0.32
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.081	0.033 ～ 0.13	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.095	0.035 ～ 0.17	
1,2-ジクロロエタン	鹿児島市山下町	一般環境	0.076	0.014 ～ 0.14	(全体) 0.13
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.078	0.020 ～ 0.16	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.089	0.018 ～ 0.16	
1,3-ブタジエン	鹿児島市山下町	一般環境	0.23	0.13 ～ 0.44	(全体) 0.22
	鹿児島市鴨池	沿 道	0.25	0.07 ～ 0.54	
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.32	0.22 ～ 0.47	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	0.20	0.12 ～ 0.35	
アセトアルデヒド	鹿児島市山下町	一般環境	2.6	1.8 ～ 3.5	(全体) 2.8
	鹿児島市鴨池	沿 道	2.5	1.8 ～ 3.4	
	薩摩川内市御陵下	沿 道	2.7	1.7 ～ 4.1	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	3.8	2.1 ～ 7.3	
ホルムアルデヒド	鹿児島市山下町	一般環境	2.5	1.6 ～ 3.5	(全体) 3.0
	鹿児島市鴨池	沿 道	2.7	1.6 ～ 3.6	
	薩摩川内市御陵下	沿 道	2.4	1.4 ～ 3.5	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	3.0	1.6 ～ 4.4	
ベンゾ〔a〕ピレン	鹿児島市鴨池	沿 道	0.000150.	0.00010 ～ 0.000230.	(全体) 0.00030
	薩摩川内市御陵下	沿 道	000240.00	0.0000950 ～ 000550.00	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	020	.000068 ～ 040	
酸 化 エ チ レ ン	鹿児島市山下町	一般環境	0.047	0.032 ～ 0.062	(全体) 0.093
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.040	0.017 ～ 0.060	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.045	0.022 ～ 0.070	
水銀及びその化合物	鹿児島市山下町	一般環境	0.0019	0.0016 ～ 0.0024	(一般環境) 0.0022 (沿道) 0.0023
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.0020	0.0016 ～ 0.0024	
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.0018	0.0014 ～ 0.0026	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.0019	0.0015 ～ 0.0026	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	0.0020	0.0016 ～ 0.0025	
ニ ッ ケ ル 化 合 物	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.0027	0.0021 ～ 0.0033	(一般環境) 0.0043 (沿道) 0.0063
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.0021	0.0011 ～ 0.0058	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.0023	0.00093 ～ 0.0054	
	始 良 町 西 餅 田	沿 道	0.0024	0.00091 ～ 0.0039	
ヒ素及びその化合物	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.0026	0.00022 ～ 0.0093	(全体) 0.0019
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.0023	0.00018 ～ 0.0069	

⑨ 石綿（アスベスト）

石綿は各種建材、自動車のブレーキ等に広く使用されており、今後とも大気環境中への放出が長期的に続くことが考えられるためモニタリングを実施しています。

平成17年度における測定結果は、表1-19のとおり問題のないレベルです。

表1-19 石綿環境濃度測定結果（平成17年度）

調査地点区分	所在地	採取年月日	石綿濃度 (本/ℓ)
住 宅 地 域	鹿児島市荒田一丁目（荒田公園）	H17.10.31～11.2	<0.1
	霧島市国分中央五丁目（国分中央公園）	H17.8.29～8.31	<0.062
商 工 業 地 域	鹿児島市七ツ島一丁目（七ツ島周辺）	H17.11.8～11.10	<0.1
幹線道路沿線	鹿児島市鴨池二丁目（鴨池局（自排局））	H17.10.31～11.2	<0.1
	薩摩川内市御陵下町（御陵下運動公園）	H17.8.29～8.31	<0.062

※1 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）発生施設の敷地境界における基準は10本/ℓである。

※2 鹿児島市内については鹿児島市が調査実施、鹿児島市以外については鹿児島県が調査実施。

⑩ 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中粒子状物質のうち、重力や雨などによって降下するばいじん、粉じんなどをいいます。

平成17年度における降下ばいじんの測定は、1市1町11地点で実施しており、測定結果は表1-20のとおりです。

なお、桜島の火山活動の影響を受ける地域では、火山活動の状況と気象条件によって大きく変動します。

表1-20 降下ばいじん量測定結果（平成17年度）

市町名	項目 測定地点数	年平均値（トン/㎢/月）		
		最高値	最低値	全地点平均値
鹿児島市	8	6.6	2.7	5.0
上屋久町	3	12.8	9.7	11.4

⑪ 酸性雨

酸性雨とは、主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物（ SO_x ）や窒素酸化物（ NO_x ）等の大気汚染物質が溶け込んだ酸性の強い（pHが低い）雨のこととされています。

しかし、現在では、酸性の強い霧や雪（雨を含めて「湿性沈着」という。）や、晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状（エアロゾル）あるいはガス状の酸（「乾性沈着」という。）を併せたものとされています。

酸性雨が与える影響としては、湖沼や河川などの陸水が酸性化し魚類等への影響、土壌が酸性化し森林等へ与える影響などがありますが、ほかにも直接樹木や文化財等に沈着することにより、これらの衰退や崩壊を助長するなどの広範な影響が懸念されています。

そこで、県では酸性雨の実態を把握するため、自動測定機によるモニタリングを実施しており、平成17年度の調査結果は表1-21のとおりであり、近年、ほぼ同じレベルで推移しています。

また、環境省においては全国に国設酸性雨測定所を設置していますが、この第4次酸

性雨対策調査結果（平成10年度～平成12年度）はpH4.72～4.90（全国の年平均値）であり、本県とほぼ同じレベルにあります。（図1－7）

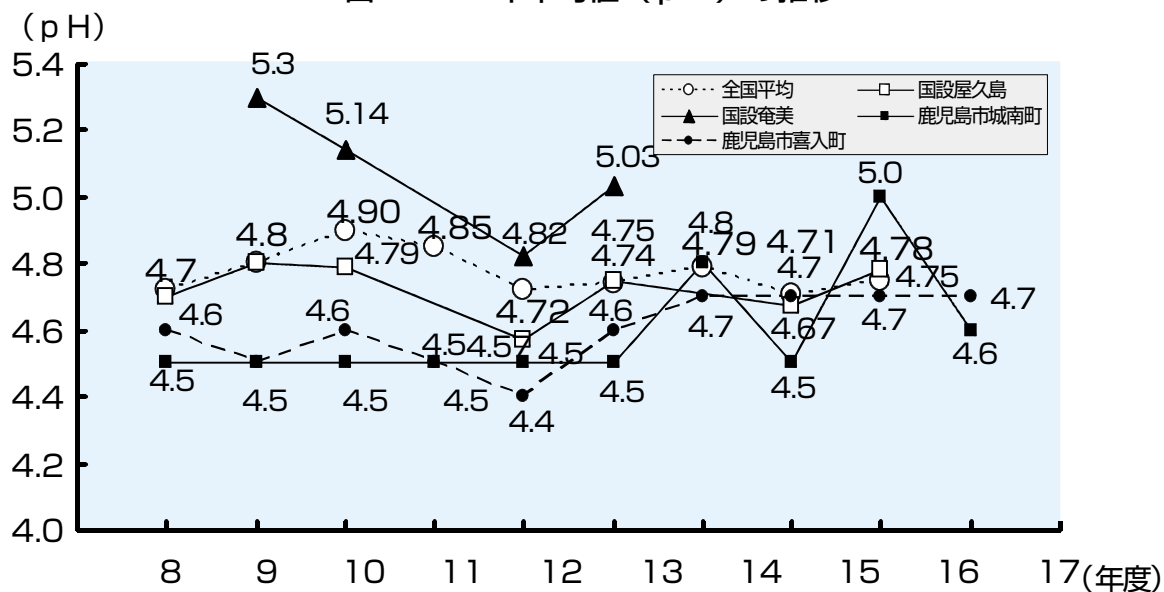
なお、環境省は、第1次から第4次までの酸性雨対策調査（1983年度～2000年度）と2001年度及び2002年度の酸性雨調査を併せた計20年間の調査結果を総合的にとりまとめて、「酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書」として公表しました。この報告書によると、降水pHの地点別全期間（20年間）の平均値はpH4.49～pH5.85の範囲にあり、全地点平均値はpH4.77でした。

表1－21 酸性雨の測定結果（平成17年度）

市町村名		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	pHの平均
鹿児島市 城南町	降雨数		5	6	7	7	5	—	5	5	—	7	8	9	4.6
	pH		4.8	4.6	4.7	5.1	5.0	—	4.7	4.6	—	4.0	4.4	4.4	
鹿児島市 喜入町	降雨数		5	4	8	10	7	4	1	—	—	3	1	—	4.7
	pH		4.6	4.2	4.6	4.8	4.5	5.7	6.0	—	—	5.0	5.5	—	

※ —は欠測、鹿児島市喜入町は鹿児島市が測定

図1－7 年平均値（pH）の推移



注)全国平均 国設酸性雨測定所の平均値

2 対 策

大気汚染を防止するためには、大気汚染の状況を的確に把握することや監視体制を充実するとともに、発生源であるばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に係る規制の強化が必要です。

そのため、県では大気汚染防止法や県公害防止条例に基づき、これらの施設への立入検査等を実施し、排出基準等の遵守状況を監視するとともに、施設の改善指導を行っています。

(1) 法令に基づくばい煙等の規制

工場及び事業場に設置されるボイラー、廃棄物焼却炉等の「ばい煙発生施設」及び堆積場、ベルトコンベア等の「一般粉じん発生施設」については、大気汚染防止法により規制されています。

ばい煙発生施設については、施設の種類及び規模ごとにそれぞれの大気汚染物質（硫黄酸化物、ばいじん等）に係る排出基準が定められており、昭和48年以降、逐次排出基準の強化や規制対象の追加など見直しが行われています。ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更の際は知事への事前届出が義務付けられており、知事はこれを審査し、これが排出基準等に適合しないと認められる時は計画変更命令等の措置が講じられるようになっています。

また、一般粉じん発生施設については、粉じん飛散防止のための施設の構造、使用及び管理上の基準が定められています。

県では、これらのばい煙発生施設、一般粉じん発生施設に対して、施設の管理状況の検査やばい煙の濃度等の測定、使用燃料の抜き取り検査などの立入検査を実施し、法に基づく排出基準等に適合しないおそれがあるものについては施設の改善等を指導しています。併せて、ばい煙発生施設設置者に対し大気汚染防止法に基づくばい煙量等の自主測定義務を励行させ、事業者自らもその結果を認識し、大気汚染の未然防止に努めるよう指導を行っています。

なお、大気汚染防止の規制対象外である小規模ボイラーや小規模な堆積場等については、県公害防止条例において特定施設とし、大気汚染防止法と同様にばい煙等の排出基準を定めるとともに立入検査を実施するなどして、大気保全対策の強化を図っています。

平成17年度は、これらのばい煙・一般粉じん発生施設286施設について立入検査を実施しました。表1－22、23及び24に大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況を、図1－8にばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの量を示しました。

（資料編1－(4)、資料編1－(5)）

表1－22 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出施設数（平成18年3月末現在）

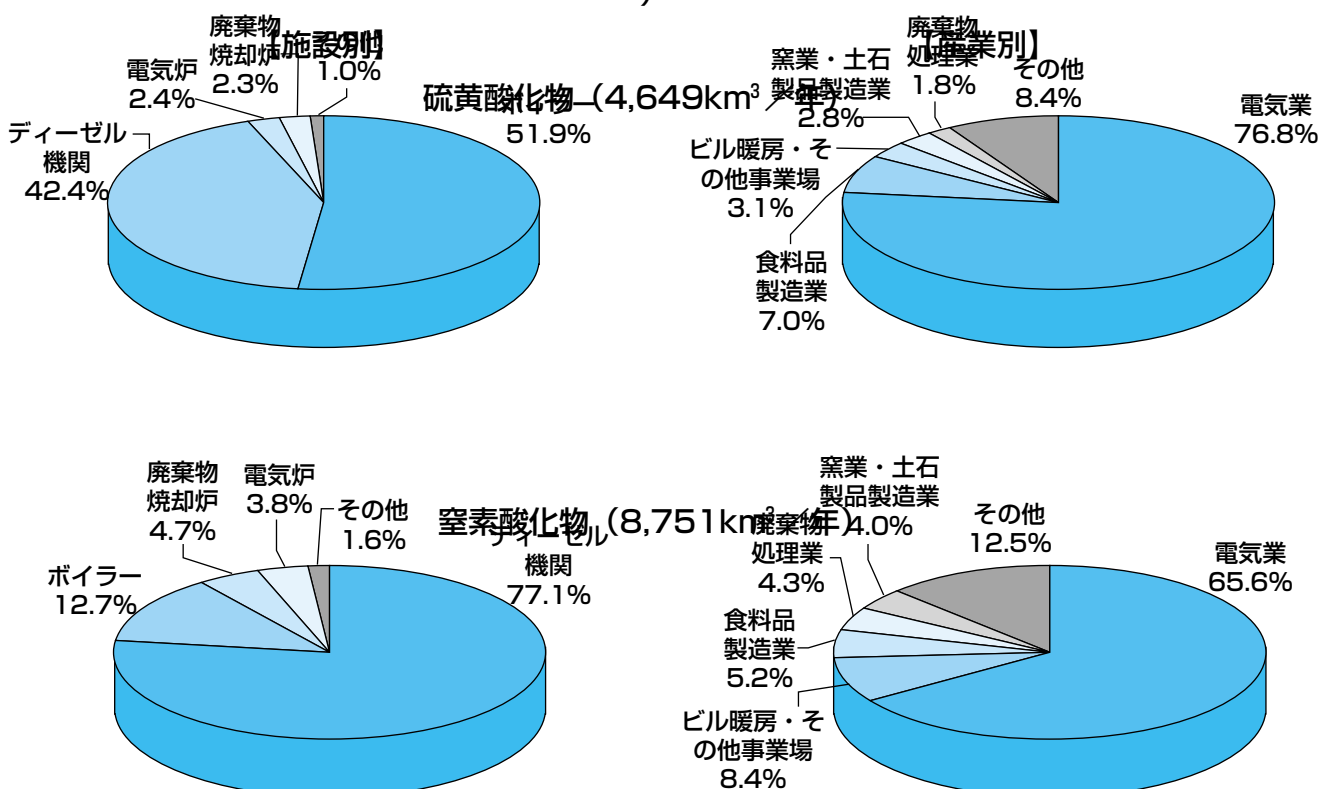
令別表 第一の 項番号	施 設 名	県届出施設数	政令市 届出施 設 数	合 計
1	ボ イ ラ ー	1,229	371	1,600
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焼成炉	0	0	0
5	溶 解 炉	2	2	4
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	83	3	86
10	反応炉・直火炉	4	4	8
11	乾燥炉(骨材乾燥炉を含む)	133	23	156
12	電気炉	21	0	21
13	廃棄物焼却炉	122	25	147
29	ガスタービン	33	27	60
30	ディーゼル機関	524	196	720
31	ガス機関	6	3	9
施設合計		2,157	654	2,811
工場・事業場合計		973	352	1,325

表 1-23 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出施設数（平成18年3月末現在）

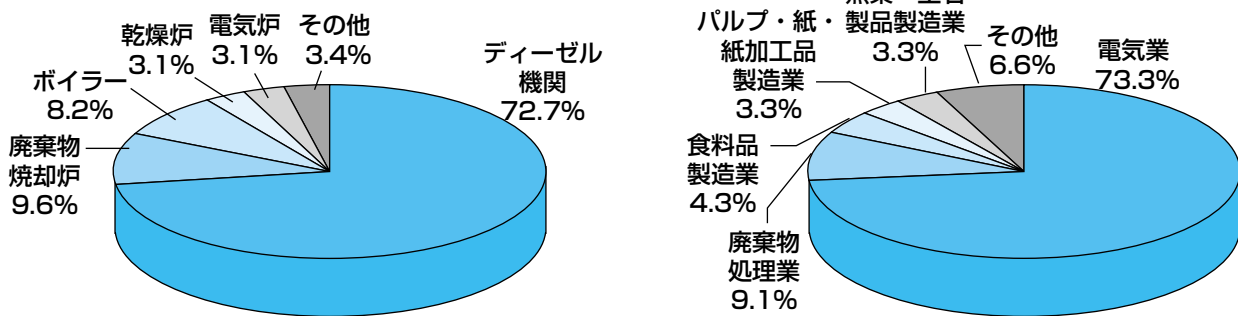
施 設 名	県届出施設数	鹿児島市（政令市） 届出施設数	合 計
堆積場（鉱物又は土石）	191	15	206
ベルトコンベア・バケットコンベア	492	48	540
破碎機・摩砕機	226	23	249
ふるい	163	15	178
施設合計	1,072	101	1,173
工場・事業場数	160	28	188

区 分	施 設 名	届出施設数
ばい煙に係る 特 定 施 設	ボイラー	403
	工場・事業場数	333
粉 じ ん に 係 る 特 定 施 設	堆積場（鉱物又は土石）	83
	動力打綿機・製綿施設	94
	堆積場（木材チップ）	10
	チップパー	69
	碎木機	15
	炭素製品製造用粉碎施設・素灰製造施設	2
	施 設 合 計	273
	工場・事業場	187

図 1-8 ばい煙発生施設から排出されるばい煙等の量（環境省調査：平成14年度実績，本県分）



ばいじん（2,363トン／年）



備考：計算の都合上合計が100%にならない場合があります。

(2) 自動車排出ガス対策

石油系燃料の燃焼に伴い発生する自動車排出ガスには一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質が多く含まれ、環境大気に大きな影響を及ぼしています。

自動車排出ガス対策は、昭和41年からガソリン車に対する一酸化炭素についての規制に始まり、逐次強化され、昭和56年には全ての自動車について、それぞれCO、NO_x、HCの許容限度が定められました。

また、環境庁（当時）は「中央公害対策審議会平成元年答申」を受け、ディーゼル車等排出ガスについてNO_xの許容限度の改正を行うとともに粒子状物質（PM）についても新たに許容限度を設定するなど規制を強化してきています。近年の自動車排出ガスに対する規制は次のとおりです。

中央環境審議会答申	答申の概要及び規制内容等
平成8年答申	二輪車に対する規制の実施，ガソリンの低ベンゼン化 平成12年からガソリン中のベンゼンの許容限度が1%に強化
平成9年答申 （第2次答申）	ガソリン・LPG車に対する規制強化 平成12～14年規制として実施
平成10年答申 （第3次答申）	ディーゼル車の排出ガス規制強化 新短期規制（平成14～16年），新長期規制（平成19年を目途）の二段階に分けて実施
平成12年答申 （第4次答申）	ディーゼル車の排出ガスの規制強化について新長期規制を第3次答申から2年前倒し 軽油中の硫黄分の低減化 平成16年12月から軽油中の硫黄分の許容限度が0.05%から0.005%に強化されました。
平成14年答申 （第5次答申）	ディーゼル車の新長期目標値が示され，粒子状物質や窒素酸化物について大幅に削減 ガソリン車についても新長期目標値〔平成17年（軽貨物車については平成19年）〕が示される。 ガソリン中の硫黄分を半減 平成16年12月からその許容限度が0.01%から0.005%に強化

中央環境審議会答申	答申の概要及び規制内容等
平成15年答申 (第6,7次答申)	二輪車（平成18～19年）・特殊自動車（平成18～20年）の排出ガス低減対策 軽油の超低硫黄化（平成19年から軽油中の硫黄分の許容限度を10ppmに引き下げる。） 二輪車の排出ガス規制が平成18年、19年から強化されます。 平成17年6月に「特殊自動車の排出ガスの規制等に関する法律」が公布（平成18年10月1日施行）され、特殊自動車の排出ガス規制が強化されます。

(3) 監視の強化

① 大気汚染常時監視

大気汚染を防止するためには、発生源の規制と並んで大気汚染の状況を的確に把握し、効果的に対策を行うことが必要です。

このため、大気汚染常時監視については、

- ・汚染状況を迅速に把握し、人の健康に影響する緊急事態に対処する
- ・測定機器の稼働状況を集中監視し、故障などに迅速に対処する

こと等の観点から、中央監視を行う環境保健センターと各大気測定局とをオンラインで結ぶテレメータシステムを構築しています。

本県では、昭和49年に大規模発電所や製紙工場などが立地している川内地区の各大気測定局と川内環境監視センターを結ぶテレメータシステムを導入して以来、昭和62年には桜島の火山活動に伴う火山ガス等が環境大気に及ぼす影響が懸念される桜島地区をテレメータ化するなど、現在は環境保健センターを中心に県域内のテレメータ化を図っています。

② 排出基準監視

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設から排出されるばい煙の硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素の排出基準の適合状況について監視調査を実施しています。（表1-25）

さらに、排出基準に違反している工場・事業場については改善勧告を行うなどし、排出基準を遵守するよう指導しています。

表1-25 排出基準監視測定（平成17年度）

項 目	ばい煙発生施設の種類	調査施設数
硫黄酸化物	ボイラー，廃棄物焼却炉	13
ばいじん	ボイラー，廃棄物焼却炉	8
窒素酸化物	ボイラー，廃棄物焼却炉	13
塩化水素	廃棄物焼却炉	4

③ アスベスト対策

アスベスト対策については、平成17年7月に国、鹿児島市及び県関係機関で構成する「アスベスト関係機関連絡会議」を設置し、情報の一元化・共有化やアスベスト使用実

態等の調査・公表を行うとともに、各種相談窓口の設置など諸対策に積極的に取り組んでいます。

また、平成18年3月からは、大気汚染防止法の改正により、建物解体時等のアスベストの飛散防止対策が強化され、全届出に対して立入調査を実施しています。

さらに、2月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、4月からは同法に係る救済給付申請の受付を県13保健所及び鹿児島市保健所で開始しています。

表1-26 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出数

区 分 \ 年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
解 体 作 業	0	0	1	1	1	1	2	3	1
改 善 ・ 補 修 作 業	0	0	0	2	1	1	0	1	33
合 計	0	0	1	3	2	2	2	4	34